

未就業工員解雇

に

去る九月十六日突如第一乃至第十六醸造工場工員が同盟罷業の擧に出で、より、百日に近き今日尙繼續しつゝある本社争議の因由經過乃至會社の態度等に就いては、十數次に亘り聲明して置きましたので既に十分御諒解の事と存じます。

一、争議前に於ける労働の實況、 本社は曾て大正十二年一月從來の諸制度に改善を加へ日給時間制を採用しました處、不幸之が動機となつて争議を惹起し、紛争の結果、時間作業を原則とし、或る種の作業については分量を定め満足に之を成し遂げたる者は、監督者の認容を経て時間内と雖も帰宅し得るも、或る種の作業は八時間（實働）就業すること、定めました。併し争議後凱歌を擧げて工場に復歸した工員達は、労働組合に加入し幹部の指揮にさへ従ひ居らば天下何物の恐るゝ者あらんの氣勢を以て作業に従事し、眼中素より工場長係員なく従つて監督者の指揮命令に服せざるは勿論、作業時間を極度に短縮して曩には終日八時間に亘りてさへ成し遂げ能はずとして争議を敢てしたる作業分量と多く異らざる分量の作業を、早きは二時間半稀に遅きも五時間内外平均四時間以内に終了して隨意帰宅し、實働八時間就業すべき者又在場六時間位にして續々退場し、而も就業時間中猥りに全員舉つて任意集合毫も制止を肯んぜず、之等不都合の点に關し係員は百方苦慮或は戒告し或は反省を促がし手段を竭してその改善に努むるも、鬭争觀念に燃ゆる工員等は憐むるの色殆どなく、組織と統制との力を時み労働組合の威力發揮の爲めには事毎に監督者に反抗面罵し、遂には各工場に統制委員を置きて一層組織的に作業能率低下運動に着手し、益々工場管理を困難ならしめ工場勤務の係員をして呆然拱手長嘆せしむるの外なきに至りました。斯く勤勞を厭ひつゝある一面、待遇については現在の状態にては生計を支へ能はずとてその改善増加を要求して居りましたが、實際の待遇は決して工員達の訴ふるが如く低率のものにあらず、男女を平均し定額日給平均一圓八十六錢實收平均日給は二圓十五錢を算し、而も公私傷病とも健康保険法實施以前より悉く會社に於て之を負擔し（保険法實施後は二分の一つ、の割合を以て保険料を負擔す）、近くは家族の傷病さへ半額を以て醫療に就き得る等相當優遇を受けつゝあり、加之生計に窮せりと訴へつゝ、蹴出し（分量外）作業の如き十二分に就業の餘裕あるに拘はらず如何に之を懲瀆するも一向耳を傾けざるに稽ふるも、眞實生計に窮せるにあらざることの明白なる、何人も首肯し得ること、存じます。

二、勞資提携につき會社の苦心と工員の態度、 労働の實況が斯くの如く不満足のものなると近き將來に於て遷善の目途認め難きに拘はらず會社は隱忍自重誠意を竭してかわる處なくんば何れの日か労働組合の自重と工員達の反省とに因り美しき協調の實を擧ぐることを得べしと信じ、工員規定（就業規則）及附屬規定に改正を加へ、補習教育、青年訓練、消防、簡便點呼、選舉權の行使等公私諸施設の訓練機会は缺勤扱ひを受くることなく悉く之を利用し得る様用意し、或は懇談會を開催して時々勞資代表者間に懇談應酬を重ね、或は工場係員の配置、勤務等に一段の用意と工夫とを凝らし、その他休暇、昇級、賞與、住宅料補助等の諸給與に至るまで及ぶ限りの注意を拂ひその福利増進に努むる等、勞資間の意思疏通に専念致しましたに拘はらず、労働組合幹部等は所属組合員を使嚇して反對の態度に出で、曩に本社が規模擴張記念として十五萬圓を工員に贈與してその家庭生活改善の資に供するに當り主務課に於て準備事務に着手するや「會社は全員解雇の調査中なり」と吹聴し、其の受給直後労働組合の決議を以て二割を割きて戦闘資金に積立、既々として反噬の準備を成し、營々として而も露はに會社反抗の態度を示す等、大正十一年以來年として否月として労働組合が隙を窺ひ爪牙を砥かざるなく、町治上に町民日常生活の上を將亦會社經營の上に、全く寧日のなかつた事は今日之を回想するも尙記憶の新たなるを覺ゆる程であります。

三、今回の争議突發の遠因、 斯かる情勢の下に本年四月十日突如提出せられたる日給増加待遇改善を中心とする六ヶ條に亘る要求問題は、近く事あらんと氣遣ひつゝある會社は勿論野田町及附近町村住民に對し「果して斯の擧ありたり」との驚愕と戦慄とを眼前の事實たらしめ、その結果如何は實に萬人注視の焦點でありました。折柄國難的財界動亂に際し會社

斯く答
クデー
五日各
し募集
名の通
田町に
人を誰
五、
來採り
概を以
ると共
社百年
正當と
ました
團の非
て、會
十月七
應ずる
せ、十
りてそ
方法を
き状態
日附を
ざる事
戒處分
視しま
業なるに
を招徠せ
て敵對行
注視し罷
出勤工員
第十三、
開始する
就業の餘
部分を占
を受け、
分なき實
援と御鞭
の間に於
に留まる
有し而も
るべき策
依り、去
るも、愈
特に宥恕